

山口市デジタル人材育成事業における E ラーニングシステム提供業務に係る
仕様書

1 適用

本仕様書（以下「仕様書」という。）は、山口市（以下「当市」という。）が発注する山口市デジタル人材育成事業における E ラーニングシステム導入及び運用業務（以下「本業務」という。）に適用するものとする。

2 目的

当市では、「山口市人材育成・確保基本方針」に掲げる「デジタル人材育成」において、行政の DX を積極的にリードできる「デジタル化推進リーダー」を育成することとしている。

本業務は、「デジタル化推進リーダー」を育成するため、DX や業務改革(BPR)等のスキルを効果的に学習できる E ラーニングシステムを導入し、デジタル化推進リーダーのスキルの向上を図ることを目的とする。

3 履行場所

総務部デジタル推進課の指定する場所

4 履行期間

契約締結日の翌日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

(E ラーニングシステムの提供開始は、令和 7 年 6 月開始予定とする。)

5 業務内容

(1) 受講者

20 名程度(管理者含む)

(2) 受講環境

WEB ブラウザ経由による E ラーニングシステムを用いることとし、全員が個別 ID 及びパスワードにより管理可能な学習環境を提供すること

※PC やネットワーク環境については、当市で別途調達するものとする。

(3) 学習項目

最低限、次の項目の動画学習コンテンツを備えるとともに、学習の理解度確認ができること

- ・ICT 用語理解
- ・BPR 基礎

- ・サービスデザイン
 - ・情報セキュリティ
 - ・A I 活用
 - ・R P A 活用
 - ・Microsoft 3 6 5 活用
 - ・U I /U X
 - ・データ利活用
 - ・情報処理技術者試験(IT パスポート、基本情報処理、応用情報処理試験等)
- また、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)が定める「デジタルスキル標準(DSS)」における全項目に対してそれぞれ対応する学習コンテンツが存在すること

(4) 学習管理

- ・受講者の学習進捗等は、ダッシュボード等により可視化するとともに、データで出力可能な環境を整えること
- ・全ての学習資料は、受講者が簡易に入手可能な環境を整えること
- ・管理者アカウントは、受講者の学習進捗状況を把握可能なマスター権限を持つこと
- ・受講および学習管理に係るマニュアルを備えていること
- ・受講者へのリマインド機能や活用状況のレポート出力等ができること
- ・受講者に対するアンケート機能等により研修効果の測定ができること

(5) 保守管理

- ・当市からの問い合わせ、障害発生時等の連絡等を一元的に受け付ける問い合わせ先を設置すること

(6) 補足事項

- ・「デジタル化推進リーダー」は、令和7年6月(予定)から「デジタル化推進リーダー育成プログラム(本件調達外)」の対象者となる。
- ・「デジタル化推進リーダー育成プログラム」では、庁内の業務課題を把握し、DX や業務改革(BPR)等のスキルを用いて、課題解決案を検討するワークショップ研修を実施する。また、情報処理技術者試験の資格取得に向けた取り組みを行う。

6 その他

- (1) 受託者が業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- (2) 受託者が業務の実施に伴い、第三者に損害を与えたときは、受託者がその損害を賠償すること。
- (3) その他協議すべき事項が生じた場合は、都度当市と受託者にて協議を行い、当市の

承認を得たうえで事業遂行すること。